



なくそう!

不法投棄!

農道や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質や土壌の汚染など環境への影響も心配されます。

「きれいなまち」「住みやすいまち」を目指し、不法投棄は「しない」「させない」をモットーに住民全員で不法投棄の防止に取り組みましょう。

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反となり、違反者には、5年以下の懲役若しくは、1千万円(法人は3億円)以下の罰金、場合によっては、両方が課せられます。

住民の皆様が、不法投棄を発見した場合には、

① 不法投棄場所

② 車種・車両ナンバー

③ 不法投棄者の特徴

④ 廃棄物の種類

などをわかる範囲でご確認いただき、町民環境課または警察へのご連絡をお願いします。

皆様からの連絡によって早期対応が可能となります。ご協力をお願いします。

〔お問い合わせ先〕
町民環境課 ☎22-3117 大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112 窪川警察署 ☎22-0110



一日行政相談 を開設します

無料・
秘密厳守です

「一日行政相談」を開設します。
国の仕事やサービスで困っていること、
分からないことがありましたら、
お気軽に行政相談委員にご相談ください。

〔お問い合わせ先〕総務課 ☎22-3111

窪川地域

◆相談日 4月11日(火)

◆時間・場所

午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
四万十町農村環境改善センター 第1会議室

◆行政相談委員 森 英真



若井地区の花取り太刀踊り

自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業があります。

その助成金で、若井地区の住民が行っている「若井花取り太刀踊り」に必要な衣装を新調しました。

この事業は、「若井花取り太刀踊り」の更なる継続と推進につなげていくことを目的としています。新調した衣装は来年度より使用します。

〔お問い合わせ先〕生涯学習課 ☎22-3576



農家の皆様へのお願い

毎年、田植え前の代掻き時期は、春の観光シーズンやゴールデンウィークと重なるため、増水していないにも関わらず、代掻き等による濁水が四万十川に流出し「濁った水の四万十川」として、観光客に良いイメージが与えられていません。

また、川底に土等が堆積することにより生態系への影響も危惧され、鮎の遡上へも少なからず影響を与えていることから清流保全に向けた対策が急務となっています。

そこで、町では河川に濁水を流さない取り組みの一つとして、浅水での代掻きを推進しています。この浅水代掻きを行うことで、田面の凹凸が確認できることから均一になるように土寄せを行うことができます。

さらに、通常の代掻きをする場合、畦からのオーバーフローを防ぐため大きめの「止水板」を利用するなど、濁水が河川に流出しない取り組みにご協力をお願いします。(水が多い場合は、落水してから代掻きをお願いします。)

河川の漂着ごみ対策としまして、現在、依然として四万十川本流には漂着ビニールなどが目につき、景観が損なわれている状況です。使用済み農業用ビニールは適切に処分・保管をお願いします。

また、使用済み農業用ビニールについては、JA等で処分できますので、搬入するまでの間、あるいは産業廃棄物として処理場へ搬入するまでの間に増水や強風等により飛散や河川流出などが起きない適切な場所への保管の徹底をお願いします。

四万十川の豊かな環境をより一層保全し、日本最期の清流として後世に引き継いでいけるよう、皆様のご協力をお願いします。



〔お問い合わせ先〕
町民環境課 四万十川対策室 ☎22-3117

水道使用に関する各種手続きのご案内

水道の使用開始、変更などには申し込みが必要です。3月から4月は転勤等による引越が多くなります。どたばたの中、つつい忘れがちになるのが公共料金など変更の届出です。

使用開始・中止・ご契約者の変更などについては、電話でも受付していますので、お早目にご連絡ください。



〔お問い合わせ先〕上下水道課 ☎22-3119 上下水道課西部駐在所 ☎28-5294

登記手続相談を利用される皆様へ

高知地方法務局須崎支局では、登記手続相談を月、火、木、金曜日に予約制により実施しています。登記手続相談を利用される場合は、電話等で相談の予約をお願いします。なお、相談時間は30分以内で、相談料は無料です。

〔予約・お問い合わせ先〕
須崎支局 須崎市青木町1番4号 ☎0889-42-0374